

山形県立青少年教育施設のあり方〈報告〉  
(山形県社会教育委員の会議 平成20年3月)

青少年教育施設の現状

《基本的な考え方》

1 ・教育施設(体験活動施設)としての重要性を認識  
・サービス向上等のため、管理部門について指定管理者制度を検討

2 ・自然体験、宿泊体験の機能は4地域毎に集約  
・「県青年の家」はボランティア活動などを中心に機能を再編  
・「海浜青年の家」は「金峰少年自然の家」と統合

3 ・児童生徒のプログラムは、学校の活動に適合した形で提供  
・生涯学習に関する一般のニーズの増加に対応し、利用者の範囲を拡大

4 ・プログラムは、地域の特色ある自然、歴史、文化を活用

5 ・耐震化、バリアフリー化等への対応

《青年の家(2施設)の見直し》

・「青年の家」は、  
① 青少年ボランティアの育成・支援  
② 青少年に係る現代的課題への対応  
③ 次代を担うリーダーの育成に機能を集約する。  
名称は、「青少年交流センター(仮称)」に変更することが望ましい。

・「海浜青年の家」は、「金峰少年自然の家」と統合して「庄内青少年自然の家(仮称)分館」と名称変更し、夏季を中心に開館する。海浜を生かした生涯学習に対応する。

・「青少年交流センター(仮称)」は、早期に指定管理者制度を導入する。「庄内青少年自然の家(仮称)分館」の管理は、当面、業務委託により対応する。

《少年自然の家(4施設)の見直し》

・自然体験、宿泊体験等の場としての機能は、4地域毎に「少年自然の家」に一本化し、名称を「青少年自然の家(仮称)」に変更することが望ましい。

・生涯学習としての体験活動にも対応できる施設とする。

・学校教育との連携を強化し、学校のフィールドワークとしての利活用を促進していく。

《中長期的な対応》

・「青少年交流センター(仮称)」の設置場所の検討  
・「青少年自然の家(仮称)」の全県的箇所数や立地の再検討

《青年の家(1施設)》

20~21年度 耐震化工事等実施  
22年度 管理部門に指定管理者制度導入、指導部門の機能集約  
東日本大震災の避難所開設・運営(H23.3.18~4.23)  
24年度 **導入後の管理運営検証結果**  
・利用者サービスの向上 ・利用者数の増加 ・経費の削減 などの効果  
25年度 指定管理者制度2期目

◆利用の状況

○指定管理者導入後、利用者は増加 21年度14,295名 22年度15,221名 23年度16,510名 24年度20,792名

《少年自然の家(朝日、金峰、飯豊、神室、4施設)》

20~21年度 耐震化工事等実施  
21年度 海浜青年の家を海浜自然の家に名称変更し、金峰少年自然の家分館に  
22年度 海浜自然の家を季節開所(5~10月)  
飯豊少年自然の家で東日本大震災の避難所開設・運営(H23.3.15~9.30)

行政コスト・チェック委員会による見直しの方向性(23年2月)

・利用者増に向けた取組みが必要。  
・魅力あるプログラムの策定など運営改善に向けた取組みを検討すべき  
24年度 **少年自然の家の見直しの方針**

○幅広い年齢層における利用者増

○施設機能を一層引き出す新活動プログラムの実施

①防災 ②避難者支援 ③食育 ④子育て ⑤環境 ⑥観光(6つの柱)

・就学前児童や成人層を含めた利用拡大の取組み

・NPOや山岳会等各種団体との連携、地元ボランティアの協力

・インターネットHP、メルマガ、市町村広報誌等の活用や近隣小中学校へのチラシ配付

・新たなプログラム開発やブラッシュアップ、リピーターの確保

25~26年度 管理運営のあり方の内部検討、NPO法人等との協働事業

◆利用の状況

○団体及び実人数は増加 平成24年度利用延人数は114,341名(平成22年度比105%、平成23年度比123%)

全国の指定管理者制度導入状況

○全国45道府県  
全152施設のうち 98施設で導入  
・指導部門を含む 90施設  
(道府県職員の派遣・駐在あり 21施設)  
・管理部門のみ 8施設

○指定管理者の受託形態  
(単独) 財団法人、企業  
(グループ) 指導業務を担当する団体と施設管理業務を担当する企業等がグループを設立

国

◆文部科学省中央教育審議会答申  
「今後の青少年体験活動の推進について」(平成25年1月)

効率的な管理運営の観点から指定管理者導入が進んでいるが、制度や運用のメリット・デメリットを検証しながら、行政としても多面的に支援する必要がある。

・利点：民間の力を活用した創意工夫ある効率的な運営等  
・問題：安定的な運営(優秀な人材の継続的な確保など)、安全面での懸念